

盛岡労働基準監督署発表  
令和7年12月9日

【照会先】盛岡労働基準監督署  
副署長 飯野 洋司  
○第三方面主任監督官 芳賀 さやか  
電話 019-604-2530

報道関係者 各位

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

トラクター・ショベルに係る危険防止措置を講じなかった疑い

盛岡労働基準監督署（署長 八重樫 祐一）は、本日、法人及び同社取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで、盛岡地方検察庁に書類送検しました。

### 【事件の概要】

令和7年5月29日、岩手県八幡平市平笠の養鶏場において、労働者にトラクター・ショベルを使用させるにあたり、運転席の周囲に囲い等の設備を備えた構造とする必要があったが、これを怠った疑い。

### 1 被疑者

（1）有限会社高農産業

法人所在地：岩手県八幡平市大更

事業内容：養鶏業

（2）被疑者A（同社取締役）

### 2 違反被疑条文 「関連条文一覧」参照

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第27条（規格に適合した機械等の使用）

車両系建設機械構造規格第11条（アーム等の昇降による危険防止設備）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

### 3 災害の概要

令和7年5月29日、岩手県八幡平市平笠の養鶏場において、被疑者Aが自社の労働者B（被災者）にトラクター・ショベルを使用する作業を行わせていたところ、労働者Bがトラクター・ショベルごと斜面から転落し、トラクター・ショベルの下敷きとなって死亡する労働災害が発生しました。

### 4 被疑内容

労働安全衛生法では、トラクター・ショベルを使用する際に、労働者の身体が挟まれることを防止するために、運転席と左右のアームとの間に、それぞれ囲い等の設備を備えた構造とするよう規定されていますが、災害発生当時、このような措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

## 関連条文一覧

### ○労働安全衛生法（昭和 47 年 法律第 57 号）（抄）

#### （事業者の講すべき措置等）

**第 20 条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。**

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械」という。）による危険
- 二 （略）
- 三 （略）

#### （罰則）

**第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。**

- 一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、（中略）の規定に違反した者
- 二 （略）
- 三 （略）
- 四 （略）

#### （両罰規定）

**第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。**

### ○労働安全衛生規則（昭和 47 年 労働省令第 32 号）（抄）

#### （規格に適合した機械等の使用）

**第 27 条 法別表第 2 に掲げる機械等及び、令第 13 条第 3 項各号に掲げる機械等については、法第 42 条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものでなければ、使用してはならない。**

### ○車両系建設機械構造規格（昭和 47 年 12 月 4 日労働省告示第 150 号、最終改正平成 25 年 4 月 12 日厚生労働省告示第 141 号）（抄）

#### （アーム等の昇降による危険防止設備）

**第 11 条 トラクター・ショベル、ずり積機、ドラグ・ショベル及び解体用機械で、運転者席の中心から左右それぞれ 700 ミリメートル以内においてアーム等が昇降し、当該アーム等と運転者席、車体等との間に運転者が挟まれるおそれのあるものは、運転者の危険を防止するため、囲い等の設備を備えているものでなければならない。**